

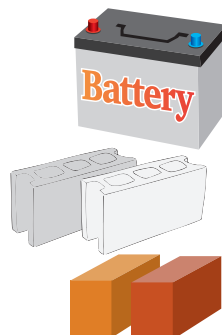
市では収集できないもの① 危険物・適正処理困難物

危険物・適正処理困難物

有害物質を含むもの、針刺しや爆発・火災等の起こる可能性があるもの、体積や重量が著しく大きいものなどは、収集・処理が困難であることから市では収集しておりません。そのため、販売店やメーカー等を通じて専門処理業者による処理をお願いしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

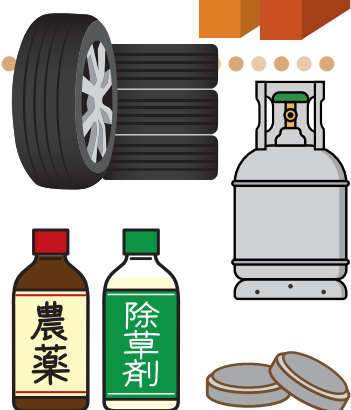
適正処理困難物

- タイヤ
- 自動車部品
- バッテリー
- オートバイ
- ボウリングのボール
- 金庫(手提げ以外)
- 農機具
- かわら
- スレート
- モルタル
- ブロック・レンガ
- 石膏ボード
- 浴槽
- 太陽熱温水器
- 鉄のかたまり
- 建築廃材
- がれき
- 土砂
- 枕木
- その他クリーンセンターで処理できない物



危険物・有害物など

- ガスボンベ(大型)
- 消火器
- 農薬
- 廃油(ガソリン、オイル、灯油)
- 劇薬
- PCB汚染物質
- 在宅医療系廃棄物のうち鋭利なもの
- ボタン電池
- 小型充電電池



消火器の処理について

メーカーもしくは下記までお問い合わせください。

<問い合わせ>

(株) 消火器リサイクル推進センター TEL.03-5829-6773

<https://www.ferpc.jp>

(株) 丹新ビルサービス 三田支店 TEL.079-567-1411



三田市HP
二次元コード

オートバイの処理について

最寄の廃棄二輪車取扱店(リサイクルネットワークステッカーを掲示)または引取窓口
に廃棄二輪車を持ち込みください。

廃棄時無料引取り制度あり。

廃棄二輪車取扱店と引取窓口や処理等の詳細については、下記
までお問い合わせください。

<問い合わせ>

二輪車リサイクルコールセンター TEL.050-3000-0727

<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



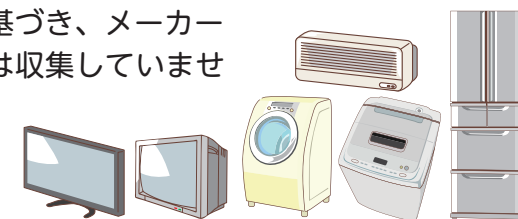
三田市HP
二次元コード

市では収集できないもの② エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

これらのものはごみステーションには出せません。

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL)

平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」に基づき、メーカー等による回収・リサイクルが行われているため、市では収集していません。なお、対象品目は令和6年4月現在のものであり、制度改正により、今後追加される場合があります。



※ワイン庫は冷蔵庫に該当します。

※電源として一次電池又は蓄電池を使用する液晶テレビ(車載テレビ含む)は対象外です。

※電器店にご相談ください。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/

経済産業省ホームページ

不法投棄について

不法投棄は犯罪です！(次の行為は不法投棄になる場合があります。)

- 決められたごみステーション以外へのごみの投棄
- 決められた曜日・時間以外のごみステーションへの投棄
- 市が収集しないごみのごみステーションへの投棄
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、小型充電式電池、ボタン電池(一部可)、その他危険物、適正処理困難物はごみステーションに出せません。
- 空地や道路などへのごみの投棄
- お店や事務所などから出る事業活動に伴うごみ(事業系ごみ)のごみステーションへの投棄
事業系ごみは許可業者と契約するなど事業者の自己責任で適正に処理する必要があります。



土地・建物の所有者または管理者の皆様へ

所有地や管理地に不法投棄をされた場合、土地・建物の所有者または管理者の皆様には処理責任が生じます。
敷地内にある不法投棄物を公共の場(道路・公園など)へ動かす行為も不法投棄と同等の扱いです。外部から簡単にゴミを持ち込まれないよう看板を設置したり、定期的に除草や清掃をするなど不法投棄をされにくい環境を整えてください。

ゴミをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。

ごみステーションへの不法投棄を見かけたらクリーンセンター
(電話079-563-5551)まで連絡してください。

ごみステーション以外の不法投棄は、環境政策課(裏表紙参照)まで連絡してください。